

【電源I'】

番号	該当箇所	意見・質問等	回答
1	P1 第1章 2	【原案】機頻度 【修正案・質問等】稀頻度 【理由】国の審議会に使われている表記に準拠	誤記のため修正いたします。
2	P12 第4章	【原案】落札候補者決定、結果公表 【修正案・質問等】現状では最高価格と平均価格のみの公表で、より詳細な情報の公開を希望。旧一電とその他アグリゲーターの割合や平均 kWh 単価や最低価格等公表内容の詳細化。 【理由】次年度以降の対応や、今後の DR 普及のため発動があった時間等月程度の区切りで公表して欲しい。	公募調達の実施内容については、一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方（2016年10月17日経済産業省）に基づき情報公表を行っております。なお、第37回制度設計専門会合資料5にて旧一電以外の応札容量・落札容量なども公表されておりますので、ご確認ください。
3	P13 第5章 1. (1)	【原案】募集容量 【修正案・質問等】I' でポジワット応札が増えた場合、DR が普及しない可能性があるため DR OkW、ポジワットポジワット OkW 等募集枠を明確化して頂きたい。 【理由】仮にポジの応札が非常に多くなった場合、DR 枠がなくなってしまう可能性がゼロではないため。太陽光誤差当の発動も増えることが考えられるため。	一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方（2016年10月17日経済産業省）に示された基本的な考え方である「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」を踏まえ、DR 専用枠を設けることは予定しておりません。
4	P13 第5章 1. (3) ハ	【原案】調整力提供期間までに電源等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。 【修正案・質問等】供出が可能かどうかの試験発動や各エリア実施の有無で差があるため一本化して頂きたい。	契約開始時までにご準備が整っていることを確認させていただくため、発電機等の試験成績書やDR実証事業などへの参画実績等の書類をご提出ください。運転実績等のない場合は、本要綱で求める要求を満たしていることを証明できる書類を提出いただきます。なお、性能確認試験の実施については、上記の提出書類などを基に、弊社にて実施の可否を総合的に判断させていただきます。
5	P15 第5章 (8) ロ	【原案】平日時間以外の時間および平日時間における発動回数が年間〇回を超過する場合においても、当社から電力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な限り要請に応じていただきます。 【修正案・質問等】回数制限を設け応札した場合、指定回数を超えても発動依頼がある場合には、プラスαのインセンティブを設けて頂きたい。また中間期の発動も回数に含めて頂きたい。 【理由】アグリゲーターと需要家との関係から無報酬での追加依頼は発動対応ができるとは思えないため。	指定回数を超えて発動指令に応じていただいた場合には、契約電力未達時割戻算定式における「発動回数」が、その応じていただいた回数を加えた回数となるよう、記載を修正いたします。なお、指定回数を超えて発動指令に応じて頂いた場合は、従量料金のみで応じて頂くこととなります。
6	P17 第6章 1. (1) ロ	【原案】入札書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ、持参してください。 【修正案・質問等】持ち込みではなく郵送対応を検討して頂きたい。書留など仕様指定でも構いません。 【理由】移動時間が膨大となるため。	提出および受領を双方確実に認識できるよう、対面での対応（受領時に当社より受領証を発行）とさせていただいております。ご理解いただきますようお願いいたします。
7	P26 第6章 二 様式6	【原案】〇契約申込みされた電源I' 廠気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。 ただし、当社との調整力実績をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。 【修正案・質問等】〇応札された電源I' 廠気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。落札事業者の運開準備に要する期間を考慮し、調整力発動試験の実施時期は、2020年3月以降に設定します。 ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。 また、応札者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。 【理由】2020年4月電源I' 運開に向けて、①落札後に貴社との契約協議、②簡易指令システムの構築、③需要家との契約協議、④契約締結後の子メーター設置工事、⑤小売事業者とネガワット調整金に関する契約締結、等、運開準備作業が膨大にあり、特に④はベースライン見える化を実現するため、電源I' 供出を技術的に担保するうえで必須。また、2019年度分の電源I' が2020年2月末まで運用中のため、総合的に考慮して試験の実施は3月以降としていただきたい。	安定供給の観点から、稀頻度の需給ひっ迫時における調整力として寄与いただくため、契約開始時までにご準備が整っていることを確認させていただきます。

【電源Ⅰ'】

番号	該当箇所	意見・質問等	回答
8	P32 第8章 1. (2)	<p>【原案】年間料金を基本料金とし、12で除して月毎に分けて原則翌月に支払うものとします。</p> <p>【修正案・質問等】支払は協議により年一括に調整も出来るようお願いしたい。</p> <p>【理由】最終月での出金の可能性もあるため。</p>	原則、月毎の精算といたしますが、要望があれば個別に協議させていただきます。
9	P35～36 第8章 (9)	<p>【原案】(9)イ.(ロ)では契約電力未達時割戻料金＝各コマの未達度合い÷(発動回数×○時間×2コマ)×基本料金×1.5と記載があり、(9)ロ.(ハ)には上限は基本料金とするとある。</p> <p>【修正案・質問等】表現と合わせて定義を明確化して頂きたい。</p> <p>【理由】上限が年間料金となるのであれば手出しが無いため、供出を怠る事業者が出る可能性が懸念される。また供出に関しての質の低下につながる可能性が懸念される。</p>	記載のとおり、「契約kW未達割戻料金」と「停電割戻料金」の合計額は年間の基本料金を上限とし、それ以上のペナルティは設けませんが、意図的な契約不履行については契約解除させていただく場合がございます。
10	P36 第8章 1 (11) (ロ)	<p>【原案】アグリゲータが供出する電源Ⅰ' 厳気象対応調整力が0.5万kW以上であり、かつ、アグリゲータが複数の需要家を束ねて電源Ⅰ' 厳気象対応調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が1kW以上であって、次のいずれにも該当すること。</p> <p>【修正案・質問等】最小入札単位を0.5万kWから0.1万kWに変更することをご検討いただきたい。</p> <p>【理由】DRにとって、最小入札単位が大きいと参加障壁に成り得るため。他社TSOも、全て0.1万kWになっており、将来新たに創設される市場との整合性が図れているため。</p>	16P(5)入札単位に記載のとおり、入札単位は0.1万kWです。当該箇所は誤記のため0.1万kWに修正いたします。
11	P38 第9章 1 (12)	<p>【質問】「目的外活用の禁止」が適用される期間は、平日時間に限定されるとの認識でよいか</p>	平日時間のうち、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力提供可能時間が該当します。なお、平日時間については、時間指定をせず、厳気象発生月(12月～2月)における土日祝日および12月30日～1月3日を除いた日と定義しますので、募集要綱を修正いたします。
12	P42 第9章 2 (2)	<p>【原案】計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれる全ての発電機について本契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関わる申出単価(V1、V2)が同一であること等が条件になります。</p> <p>【質問1】需要家が所有している自家発電設備から逆潮流で電源Ⅰ' として供出する場合、集約することは可能か。</p> <p>【質問2】集約が可能な場合、集約の制限等はあるか。 例：他の逆潮流の自家発電設備との集約は可だが、逆潮流しないDRの需要家とは集約不可、等</p> <p>【質問3】集約の可否に関わらず、需要家が所有している自家発電設備が逆潮流で電源Ⅰ' に参加するにあたり、試験が必要になると理解しているが、試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるかご教示いただきたい。また、その際の手続きについてもご教示いただきたい。(例：売電契約とDRが並立している場合、売電契約として扱われるのか。)参考：貴社が発動試験を義務付けない場合、弊社として当該需要家の電源Ⅰ' 供出の実効性を確認するため、社内で試験を実施することになるが、その場合の試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるか、手続きについてもご教示いただきたい。</p>	<p>【回答1】個別に協議させていただきます。</p> <p>【回答2】本項の適用は発電設備を活用した応札者に限ります。また、同一発電所内とさせていただきます。</p> <p>【回答3】試験は契約開始時までには実施頂くものであり、試験に伴い発生する電力量については、売電契約(私契約)に基づいて扱われるものと認識しております。新規に逆潮流される場合は、託送サービスセンターまでお問い合わせいただけますようお願いいたします。</p>
13	P42 第9章 3	<p>【原案】満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、契約申込者(または電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約者)はその求めに応じていただきます。</p> <p>【修正案・質問等】各エリアによって提出資料が異なっておりどういった資料が必要なのか明確にしてほしい。但しハードルが高すぎると調整力参入の足かせとなる可能性がある。</p>	発電機等の試験成績書やDR実証事業などへの参画実績等の書類をご提出ください。運転実績等のない場合は、本要綱で求める要求を満たしていることを証明できる書類を提出いただきます。なお、性能確認試験の実施については、上記の提出書類などを基に、弊社にて実施の可否を総合的に判断させていただきます。
14	P44 第9章 4 (2)	<p>【質問】専用線オンラインについては、発電設備、即ち電源のみが対象という理解で間違いはないか。もし、DRが対象となり得る場合、DRアグリゲータ事業者向けの専用線オンラインの費用負担額、工事に要する期間、工事の施工区分等、可能な範囲で詳細をご教示いただきたい。</p>	<p>専用線オンラインについてはDRも対象となり得ます。専用線オンライン化工事の概要については弊社ホームページに掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。なお、仕様詳細につきましては別途協議をさせていただきますので、問い合わせフォームよりお問合せください。</p> <p>(参考 調整力の公募調達について) <a href="https://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/adjust_pubprocured.html">https://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/adjust_pubprocured.html</a></p>

【ブラックスタート】

番号	該当箇所	意見・質問等	回答
1	p.3 第3章 2.	「適正な周波数」とは、具体的にどのような仕様を求めているのでしょうか。	当社周波数変動基準 50.0±0.30Hz 以内です。
2	p.5 第3章 3.	作業条件等によって起動不可なケースはあるものの、非常用発電機ではなく所内バッテリーによる主機起動が可能である場合、申込みは可能でしょうか。	主機起動が可能であれば申込み可能です。ただし、「(3)発電設備の運用イ非常用発電機等の維持」に記載のとおり、非常用発電機等については、補修停止等の期間を除き、常時、発電可能な状態であることが必要です。
3	p.7 第5章 3. (2) ロ (ハ)	「専用オンライン信号の送信機能を具備することを原則とする」とありますが、現状オンライン信号設備が無い場合、当該設備の新設費用の分担はどのようなようになるのでしょうか。また、原則なので「直接運転」による対応も可能なのでしょうか。	専用線オンライン信号の新設費用については、原則応札者の費用負担にて設置していただきますが、施工区分等詳細については協議させていただきます。直接運転については対応可能です。
4	p.15 様式3-2	「発電機の所在地」では、「●号発電機」と発電機単位の仕様を記載することになっていますが、申し込みは「発電所単位」であり、複数号機ある場合は号機毎に書類を作成する必要があるのでしょうか。その場合「所内率」は発電所の値を台数で案分することによいでしょうか。	申込みは発電所単位ですが、その内訳として、ブラックスタート機能を持つ号機毎の記載をお願いいたします。所内率については、号機毎の算出が難しい場合は、台数按分することも可とします。
5	p.15 様式3-2	発電機の性能（発電機容量機能、専用線オンライン信号を送信する機能）を証明する書類を添付とありますが、具体的にどのような書類でしょうか。	試験成績書等を想定しております。
6	p.19 様式6	「運転管理体制」として、(運転要員、緊急時連絡体制等)とありますが、運転要員と緊急時連絡体制以外にはどのような情報が必要でしょうか。	運転要員と緊急時連絡体制が確認できれば問題ありません。
7	p.19 様式6	ブラックスタート指令を受けて、現地での実操作（並列後・通昇操作）を開始するにあたっては、できるだけ迅速に対応することによいでしょうか。あるいは、実操作開始までの目安時間が要求されるのでしょうか。（系統停電は、設備事故波及によるものか天災起因によるものかで必然的に対応時間が異なります。天災時には、道路事情からくる入構困難さや巡視点検等も踏まえた上での対応となります）	特段目安は設けていませんが、可能な限り迅速に対応いただくことでお願い致します。
8	p.19 様式6	大規模停電は稀有な対応であるため、その備えとして特別な訓練等も想定しているのでしょうか。（現状は自社の操作訓練のみですが、例えば北海道電力殿との合同訓練の実施等）	現時点では合同訓練は想定しておりません。
9	p.20 第7章 1. (1)	複数年契約は可能でしょうか。（ブラックスタートに必要な設備について、年度を跨ぐ修繕等を行うこともあるため）	単年度契約となりますのでご了承願います。
10	p.20 第7章 1. (2)	ブラックスタートに必要な設備を維持する年間費用として、具体的にはどのような項目について計上できるのでしょうか。また、その金額の根拠を示す必要はあるのでしょうか。	年間費用の考え方については応札者にて設定していただきますが、ブラックスタート機能維持に必要な項目（非常用発電機等）を特定の上、計上していただくようお願い致します。なお、金額根拠については、協議の中で確認させていただくことがあります。
11	p.20 第7章 1. (2)	突発的な事故等でブラックスタートできなかった場合、ペナルティー（罰金）が発生するのでしょうか。ペナルティの考え方についてお教えてください。	事象に応じて個別に協議させていただきます。
12	p.20 第7章 1. (2)	一部系統負荷をもった単独運転が長時間に及んだ場合、タイムラグで当該契約対象外の下流発電所も共連れ運転となりますが、運転を必要としない場合の溢水補償はされるという理解でよいでしょうか。	ブラックスタートに係る従量料金については、別途協議により決定させていただきます。その中で、下流発電所の運転分について協議させていただきます。
13	p.20 第7章 1. (3)	契約者事由により期中解約することができるのでしょうか。その場合の解約条件についてお教えてください。	原則認められませんが、契約履行が客観的に不可能となった場合は、協議の上、契約解除となる場合がございます。
14	p.20 第7章 1. (3)	本要綱（案）に規定の解除要件以外で、北海道電力殿から契約を解除・解約されることがあるのでしょうか。またそれはどのような場合でしょうか。	要綱に規定の解除要件以外については想定しておりません。

【全般】

番号	該当箇所	意見・質問等	回答
1		<p>【修正案・質問等】各募集調整力（Ⅰ、Ⅱ）の稼働時間を各エリア毎に月単位で公表して頂きたい。            【原案】【修正案・質問等】【理由】今後各電源への展開なども考えて発動時間は把握しておきたい</p>	<p>契約を締結している特定の事業者の調整力電源の燃料の活用状況や単価などを推測できる可能性があるため、現状、各調整力の稼働時間に関する公表は考えておりません。</p>
2		<p>【修正案・質問等】【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。            例：kW・kWh・運用申合書等の書面を複数の契約書を分けずに一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等            【理由】関係者全ての業務効率化のため</p>	<p>ご意見を踏まえ、契約時に協議させていただきます。</p>